

学校法人了徳寺大学における研究活動の不正防止に関する規程

〔平成27年3月27日〕
〔法人規則 第73号〕

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人了徳寺大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造改ざん、又は盗用
- ② 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、二重投稿又は不適切なオーサーシップ等、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者及び学生

(3) 部局

本学に設置する健康科学部、教養部、医学教育センター、学術情報センター及び総合文化研究所、ウェルネストレーニングセンター

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、「了徳寺大学学研究費使用規範」に則り、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第5条 部局の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 本学における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置くものとし、副学長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(不正防止の組織体制)

第7条 本学に、研究者等による不正行為を防止するための組織体制による研究委員会を置く。

2 研究委員会の職務及び構成は、「了徳寺大学学内委員会規程」によるものとする。

(不正の告発等)

第8条 研究活動上の不正告発等に関する事項は、「学校法人了徳寺大学公益通報に関する規程」によるものとする。よって、通報窓口及び内部調査を次の組織が担当する。

(1) 不正告発等の受付は、公益通報委員会（以下「委員会」という。）委員のうち事務局職員が窓口となる。

(2) 前号で受け付けた案件の受理・不受理は、委員会が判定する。

(3) 前号により受理と判定した場合、その内部調査は、委員会が実施する。

2 前項第1号の受付窓口では、合理的理由が示され、かつ、原則として顕名によるもののみ受付けるものとする。

3 前項第3号の内部調査には、半数以上の外部の有識者を調査委員に加えるものとする。ただし、この調査委員の全てが、本学及び告発者、被告発者との利害関係を有しない者としなければならない。

4 委員会委員で告発者、被告発者と直接の利害関係を有する者は、当該案件に関与できない。

(委員会構成員の提示)

第9条 理事長は、前条により委員会の構成員が決定したときは、委員の氏名、所属を告

発者及び被告発者に示すものとする。

- 2 告発者及び被告発者は、前項の規定により受けた委員会の構成員について不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により、理事長に異議を申し立てることができる。
- 3 理事長は、前項の異議申立てを受けたときは、当該異議申立ての内容を検討し、その内容が妥当である場合は、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(不正に係る情報の伝達)

第10条 不正告発等がなされた場合、委員会の事務担当課は、第17条又は第18条の認定がされ理事長への報告が終了するまで、不正に係る情報を迅速かつ確実に最高管理責任者に伝えなければならない。

(相談窓口・告発等窓口の周知)

第11条 理事長は、研究活動の不正に係る相談窓口、告発等窓口の仕組み及びその利用方法について学内外に対し公表するものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

- 第12条 不正告発等を受付ける場合は、告発内容、告発者の秘密を守るための適切な方法を講じなければならない。
- 2 不正告発等を受付けた場合は、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に調査内容が漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。
 - 3 第14条に定めるものを除き、告発がなされたことのみをもって被告発者に不利益な取扱いをしてはならない。

(調査事項)

- 第13条 研究活動の不正告発等に係る内部調査は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について行う。
- 2 調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
 - 3 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(研究費の一時的執行停止)

第14条 理事長は、相当の理由がある場合、被告発者に対し、調査期間中における調査対象研究の研究費の一時的執行停止を命ずるものとする。

(本調査開始の決定及び本調査開始期間)

第15条 本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

(公的研究費の配分機関への協議)

第16条 理事長は、不正告発を受けた案件が公的研究費に係るものである場合、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関及び関係省庁（以下「配分機関等」という。）に報告、協議しなければならない。

(公的研究費の配分機関への報告等)

第17条 理事長は、不正告発を受けた案件が公的研究費に係るものである場合、告発等の受付から30日以内に、調査の要否を判断し配分機関等に報告しなければならない。

2 理事長は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に報告しなければならない。

3 理事長は、第20条第2項又は第3項に該当する場合は、委員会からの報告に基づき、その旨を配分機関等に中間報告しなければならない。

4 理事長は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。また、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(不正行為の認定)

第18条 委員会は、内部調査の結果、不正行為が認められた場合、不正の内容、不正行為に関与した者及び関与の程度とその役割等を明らかにして不正を認定する。

(悪意に基づく告発の認定)

第19条 不正行為が行われなかったと認定された場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の報告)

第20条 委員会は、前々条又は前条の認定を終了したときは、速やかに理事長に報告しなければならない。

2 委員会は、調査の過程に不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、理事長に中間報告をしなければならない。

3 委員会は期限までに調査が終了しない場合は、調査の中間報告を理事長に提出しなければならない。

(調査結果の通知)

第21条 理事長は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者で不正行為に関与したと認定された者を含む。次条以下においても同じ。）に通知する。

2 悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者及び告発者の所属長（告発者が学外者の場合は、所属機関の長）に通知する。

(研究費の使用中止)

第22条 理事長は、不正行為と認定された者に対し、直ちに研究費の使用中止を命ずる。

(不正行為の公表・周知)

第23条 理事長は、不正を認定した場合、速やかに調査結果を公表し、教職員に周知する。

2 前項により公表・周知する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順、その他必要な事項とする。

(不服申立て)

第24条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受領した日から15日以内に理事長に対して不服申立てをすることができる。ただし、この期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 悪意に基づく告発と認定された者についても、前項と同様とする。

3 前項の不服申立ては、第26条による処分の効力を妨げない。

4 委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立てを行った者に対し、その決定を通知する。その際、その不服申立てが悪意のあるものと委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受けつけない。

5 委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、不服申立てを行った者に対して、その決定を通知する。

6 理事長は、本条第1項に定める不服申立てがあったときは、配分機関等に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をした時も同様とする。

7 本条第2項に定める不服申立てがあった場合も、前項と同様とする。

(再調査)

第25条 委員会は、前条による不服申立てについて再調査を実施する決定をした場合には、委員会は、不服申立てを行った者に対し、先の調査結果を覆すに足るものと調査に協力することを求めるものとするが、不服申立てを行った者からの協力が得られない場合には、再調査を打ち切る。再調査は30日以内に行い、その結果を理事長に報告しな

ければならない。

2 理事長は、再調査の結果を遅滞なく、不服申立てを行った者に通知するものとする。

(不正を行った者の処分)

第26条 研究活動の不正を行った者は、学校法人了徳寺大学就業規則及び学校法人了徳寺大学教職員懲戒規程の定めにより処分する。

2 前項の他、研究費の交付申請資格停止、交付済研究費の返還等の処分を科すことがある。

3 不正行為の悪質性が高い場合は、刑事告発及び民事訴訟の対象とすることがある。

(管理監督者の処分)

第27条 不正行為が認定された場合で当該行為の管理監督に適正を欠いた者は、学校法人了徳寺大学就業規則及び学校法人了徳寺大学教職員懲戒規程の定めにより処分する。

(悪意に基づく告発者の処分)

第28条 告発が悪意に基づくものと認定された場合で告発者が本学に属する者であるときは、第26条の規定に準じて処分する。

附 則

1 この規程は、平成27年3月27日から施行する。

2 この規程は、平成29年12月1日から施行する。